

# 行政刷新会議（第6回）

## 議 事 次 第

平成 22 年 3 月 11 日（木）  
18 : 00 ~ 19 : 00  
官 邸 4 階 大 会 議 室

1. 開 会
2. 独立行政法人や政府系の公益法人が行う事業についての事業仕分けの実施について
3. 行政事業レビューについて
4. 規制・制度改革に関する分科会の設置について
5. 閉 会

- 資料 1-1 今回の事業仕分けについて（案）
- 資料 1-2 「事業仕分け」の基本原則の確認（案）
- 資料 1-3 ワーキンググループの設置について（案）
- 資料 2-1 行政事業レビューについて（案）
- 資料 2-2 行政事業レビューの基本的な考え方について（案）
- 資料 3 今後の事業仕分け・行政事業レビューの進め方について（イメージ）
- 資料 4-1 規制・制度改革に関する分科会の設置について（案）
- 資料 4-2 ワーキンググループ（WG）の設置について（案）
- 資料 5 草野議員意見
- 参考資料 1 行政刷新会議議員名簿
- 参考資料 2 独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）
- 参考資料 3 政府関連公益法人の徹底的な見直しについて（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）
- 参考資料 4 行政刷新会議の設置について（平成 21 年 9 月 18 日閣議決定）

# 行政刷新会議（第6回）

## <座席表>

平成22年3月11日（木）  
18：00～19：00  
官邸4階大会議室

出入口

田村  
大臣  
政務官  
内閣府

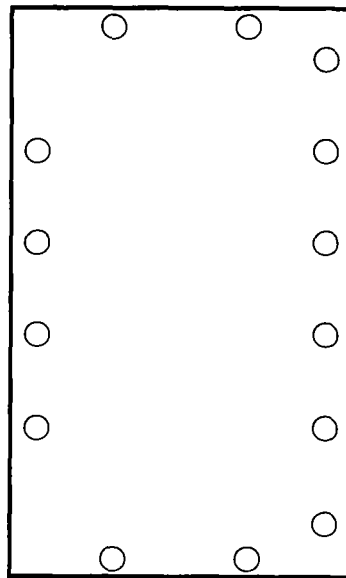
大塚  
副大臣  
内閣府

加藤 議員  
(事務局長)

吉川 議員

茂木 議員

片山 議員



国家戦略担当大臣

副総理  
(財務大臣)

内閣総理大臣  
(議長)

行政刷新担当大臣  
(副議長)

内閣官房長官

総務大臣

泉  
大臣  
政務官  
内閣府

古川  
副大臣  
内閣府

## 今回の事業仕分けについて（案）

平成 22 年 3 月 11 日

国民のための行政をさらに推し進めていくためには、緒についたばかりの「戦後行政の大掃除」に引き続き取り組むことが不可欠である。

国民の目線に立って長年の行政の垢を洗い出し、行政全般の刷新を実現することがこの政権に課された大きな使命であるとの認識の下、本年 4 月下旬と 5 月下旬に事業仕分けを実施する。

### 1. 独立行政法人及び政府系の公益法人が行う事業の徹底見直し

行政からの支出を受け、あるいは権限を付与される等によって独立行政法人及び政府系の公益法人が行う事業については、昨年 11 月に実施した事業仕分けにおいて様々な問題が指摘されたところである。

これらについては、本来法人が有する専門性、機動性等のメリットを活かしきれずに、非効率・不要な事業の温存等の問題が発生しているおそれ大きい。

こうした観点から、今回の事業仕分けでは、このような独立行政法人及び政府系の公益法人が行う事業を取り上げ、予算面にとどまらず、事業の必要性、有効性、効率性、緊要性や、誰が（国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人、民間事業者等）事業を実施する主体として適当かといったことについて検証を行う。

### 2. 類似の事業の横断的な見直し

独立行政法人及び政府系の公益法人が行う事業であって、今回の事業仕分けの対象事業とならなかった類似の事業についても、事業仕分けにおける議論の結果を踏まえ、横断的に同様の見直しを行うことを各府省に求める。

### 3. 制度・規制等の見直し

今回の事業仕分けの議論を踏まえて、以下の見直しを進める。

- ①独立行政法人制度の抜本的な見直しを含めた制度の刷新
- ②主務大臣等による政府関連公益法人の業務運営に対する指導監督等の強化
- ③法律等により独立行政法人及び公益法人に委ねられている規制等のあり方

## 「事業仕分け」の基本原則の確認（案）

平成22年3月11日

行政刷新会議による事業仕分けの成果を受けて、各省においても自主的に事業仕分けを実施する動きがある。基本的には望ましいことであるが、真に国民から評価されるものとするには、以下の基本原則を守ることが必須である。これらが厳守されなければ、「事業仕分け」が自らの事業を正当化する手段となりかねず、政府全体の信頼を失うことにつながる。

なお、これらの基本原則は、独立行政法人、政府系の公益法人及び地方自治体の事業仕分けについても全く同様に該当するものである。

### 1. 現場に通じた外部の視点の導入

実際の事業内容や予算の使われ方を熟知した外部の識者・経験者が、評価者として、予算執行の現場への徹底したヒアリングや調査等に基づき事業仕分けを行う。関係者は、現場ヒアリング等に全面的に協力する。なお、事業仕分けは、事業そのものの是非に関する政策判断とは別のものであることに留意する必要がある。

### 2. 全面公開

誰もが事業仕分けの議論を傍聴できるよう全面公開で行う。国民に開かれた場で議論することにより、その結論がうやむやになることを防ぎ、政治が責任をもって実行する担保となる。

### 3. 「事業シート」の作成

抽象的な事業概要や目標ではなく、事業の目的・具体的な事業内容・成果実績など国民が一覧してその事業の内容を理解でき、行政のすべての事業を同様のフォーマットで比較できるような「事業シート」を作成する。当該事業の実施主体は、「事業シート」の作成をはじめ、事前に十分な情報を提供する。

### 4. 明確な結論

従来の審議会等では、長時間の議論とは別に事務局等が報告書を作り、その結果、議論された内容が実現しないことが多い。事業仕分けにおいては、公開の場で一定時間内に結論を出すことが、改革の実現に直結している。

### 5. プロセス重視

事業に関する具体的な結論と同時に、議論の過程における現場の実状に基づいた意見をまとめることによって、組織・制度改革に結びつけることができる。同時に、こうした過程を通じて、参加者（評価者、説明者、傍聴者）すべての啓発・当事者意識の醸成にも結びつく。

## ワーキンググループの設置について（案）

- 1 「行政刷新会議の設置について」（平成 21 年 9 月 18 日閣議決定）5 に基づき、事業仕分けを実施するため、2 つのワーキンググループを設置する。
- 2 行政刷新会議の議長は、評価者を指名し、ワーキンググループに参集を求めることができる。
- 3 ワーキンググループは、原則として、適当と認める方法により、公開とする。
- 4 ワーキンググループにおける配布資料は、原則として、公表する。
- 5 ワーキンググループの議事概要は、公表する。
- 6 以上に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループで決定する。

## 行政事業レビューについて(案)

平成22年3月11日  
行政刷新会議1 趣旨

- (1) 昨年の事業仕分けは、予算が最終的にどこに渡り(支出先)、何に使われているか(使途)といった実態を十分に把握した上で、その事業の遂行が税金投入の効率性や効果の面から適切であるかといった検証を行うことの重要性を、あらためて明らかにした。
- (2) これを踏まえ、本年より、各府省が率先して、
- ① 予算の支出先や使途等について十分な実態把握を行い
  - ② 外部の識者等を交えた公開プロセスも含め自ら事業を点検しながら、
  - ③ レビューの結果を、事業の執行や予算要求等に反映するとともに、
  - ④ 組織や制度の不断の見直しにも活用する
- 「行政事業レビュー」(以下、「レビュー」)を実施することとする。
- レビューの一連の作業は、事業仕分けの内生化・定常化と言うべきものである(全面公開や、現場の実態把握等を踏まえた外部の視点による点検など、事業仕分けの原則に従う)。
- (3) この点検の過程と結果を国民に明らかにしながら、国民の視点に立った事業の執行と予算の策定が徹底されることにより、行政が筋肉質で政策効果の高いものへと刷新されるとともに、政治に対する国民の信頼を高めたい。
- なお、本年は試行とし、その作業状況を踏まえ、必要な見直しを図りつつ、来年からの本格的な実施を目指すこととする。

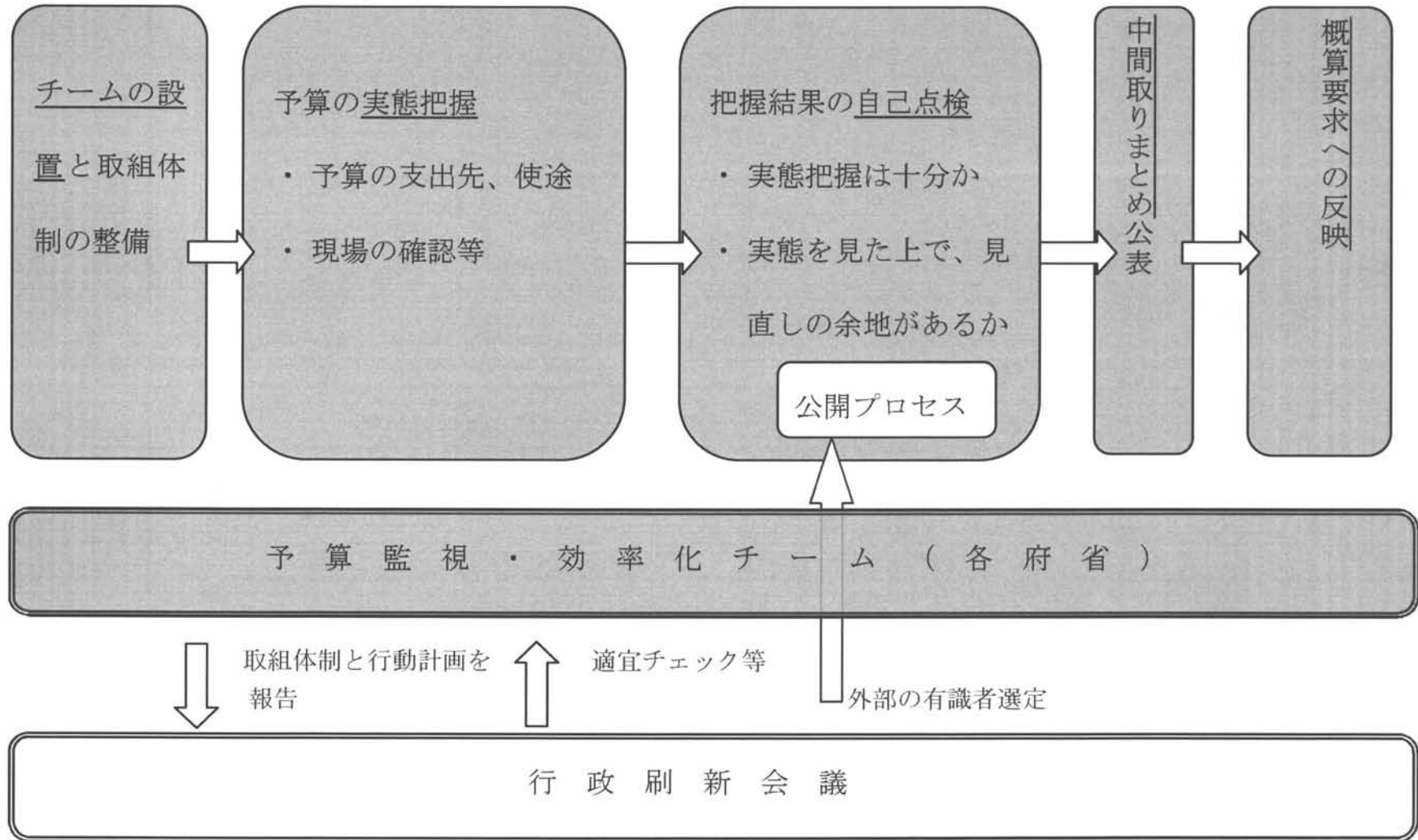
2 本年の実施体制

- (1) レビューは、各府省に設けられる「予算監視・効率化チーム」(「予算編成等のあり方の改革について(平成21年10月23日閣議決定)」)を中心に実施する。各府省は、3月中にレビューに取り組む体制を確立する。
- (2) レビューの対象は、基本的に、21年度に実施した事業(庁費など各府省の事務的経費、人件費等は除く。)とし、その検証は、公開の場で、外部の識者・経験者により行う(公開プロセス)。
- 行政刷新会議は、レビューの手順、内容等につき、各府省に基本的なルールと枠組みを示すとともに、レビューの活動を随時チェックしていく。

### **3 当面の取り運び**

- 3月中旬 ・ 行政刷新会議でレビューの具体的方向性を打ち出し。
  - ・ 各府省において、体制を整備し、取組みを開始。
  
- 4月 ・ 行政刷新会議において、各府省から、それぞれのチームの取組体制、行動計画について報告。
  
- 5月末頃～ ・各府省で、公開プロセスを実施。
  
- 6月～ ・ 各府省において、公開プロセスに係るレビュー結果の中間取りまとめを公表し、さらに、レビューを継続して、概算要求に反映。

# 行政事業レビューのイメージ (案)





## 行政事業レビューの基本的な考え方について(案)

平成22年3月11日  
行政刷新会議事務局

### 1. 行政事業レビューの必要性

(1) 昨年の事業仕分けは、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われているか（使途）といった実態を十分に把握した上で、その事業の遂行が税金投入の効率性や効果の面から適切であるかといった検証を行うことの重要性を、あらためて明らかにした。

また、予算査定の段階で削減努力を行ったとしても、その前の予算要求の段階から十分な検討・見直しが行われていない場合には、限界があるとの意見もあった（第5回行政刷新会議）。

(2) 各府省が事業の実態（支出先や使途）を十分に把握し、これを踏まえて、事業目的に即した予算の企画・立案、要求、執行に努めることは、行政を筋肉質で政策効果の高いものへと刷新するために不可欠なものである。

また、事業の実態とともに、要求段階から予算編成過程を国民に開示することにより、

- ① 国民による予算内容の理解や吟味が容易なものとなり
- ② 国民視点に立った業務の執行と予算の策定が徹底されるよう、行政の規律を高め
- ③ ひいては政治に対する国民の信頼を高める

ことが期待される。

検討結果を翌年度の予算要求に着実に反映させることで、政策のP D C Aサイクルにおけるアクション機能の強化にも資するものとなる。

(3) 以上の観点から、予算要求前の時点から、各府省が事業のレビュー（予算の支出先や使途の実態把握、点検等）に取り組み（行政事業レビュー、以下「レビュー」）、その上で、レビューの過程と結果の公表や、予算要求への反映等に取り組む体制を確立することが喫緊の課題である。

### 2. 各府省における具体的な取組内容

#### (1) 「予算監視・効率化チーム」(以下「チーム」)を中心とした取組体制の整備

各府省は、「予算監視・効率化チーム」（「予算編成等のあり方の改革について（平成21年10月23日閣議決定）」）を中心に、レビューに取り組む責任者・担当者を定めるとともに、関係者が連携・協力できる体制を速やかに構築することとする。その際には、府省内の各部局や地方支分部局等にまで

レビューが浸透する体制とする必要がある。

なお、各府省ごとに予算の特徴や組織体制が異なることに留意し、各府省の自律的な取組がとりわけ重要であることを踏まえ、自ら最適な体制を整備していく必要がある。

行政刷新会議は、各府省に対して、レビューの手順、内容等につき、基本的なルールと枠組みを示すとともに、レビューの活動を随時チェックしていく。

## (2) 各府省のチームの任務

### ① 事業の実態の把握

レビューは、基本的に、平成21年度に実施した事業（庁費など各府省の事務的経費、人件費等は除く）を対象に、その実績に基づいて実施する。

各府省チームは、効果的なレビューが可能となるような事業の単位を早期に整理し、その上で、事業ごとに最終的に 1)予算がどこに渡り、2)何に使われているかに関して、現場の確認等も含め、十分な把握に努めることとする。使途の詳細など、実態把握の「深度」については、行政刷新会議が示す基本的なルールと枠組み等を踏まえ、説明責任の観点から必要な水準を、各府省において確保する。

把握結果については、事業ごとに、行政刷新会議事務局の定めるシートに記載し、これを公表するものとする。

### ② 実態の点検

各府省チームは、事業の実態を踏まえ、それが本来の事業目的と合致しているか、真に効率的・効果的な支出となっているかなど、昨年の事業仕分けの視点などを参考にしながら、自己点検する。

### ③ 公開プロセス（外部の識者等による取組状況のチェック）

実態把握や自己点検に際しては、以下の点などについて、一般納税者の視点で検証を行う外部の識者・経験者（行政刷新会議が指定する）を交えた公開チェックのプロセスを行う。

イ、事業の支出先及び使途についての各府省の把握水準が、事業目的の実現や効果の発揮の観点から検証を行うために十分な水準となっているか。  
ロ、上記について把握できていないものについて、把握できていない理由は何か。

ハ、上記の支出先や使途を見た上で、事業・予算について見直しの余地がないか。

(注) 本年については、試行であるので、公開プロセスは、原則として昨年の事業仕分けの対象となった1府11省において行う。

#### ④ 結果の公表、概算要求への反映

その後、各府省において、公開プロセスに係るレビュー結果を中間取りまとめとして公表し、さらに予算内容の点検を進め、その結果を事業の執行や、23年度予算の概算要求に着実に反映させる。またこれを組織や制度の不断の見直しにも活用していく。

#### ⑤ その他

本年のレビュー作業については初回であることもあり、各組織において、レビューの意義や作業内容の理解・浸透に配慮する必要がある。チームにおいては、職員の認識や意欲の喚起に努めるとともに、国民や職員からの意見・提言募集、人事評価への反映など、レビューの実効性を高め、その向上に資する施策について、積極的に取り組むこととする。

### 3. 当面の取り扱い

チームの構築状況及びレビューに向けての行動計画については、各府省に対し、4月の行政刷新会議の場で説明を求めるとし、その後のレビューの活動についても、行政刷新会議において随時チェックしていく。

当面の取り扱いは、以下の通りである。

- 3月 ・ 各府省において、体制を整備し、取組みを開始。
- 4月 ・ 行政刷新会議に、各府省からチームの取組体制、行動計画等について報告。
- 5月末頃～ ・ 各府省で、公開プロセスを実施。
- 6月～ ・ 各府省において、公開プロセスに係るレビュー結果の中間取りまとめを公表し、さらに、レビューを継続して、概算要求に反映。

### 4. 留意点

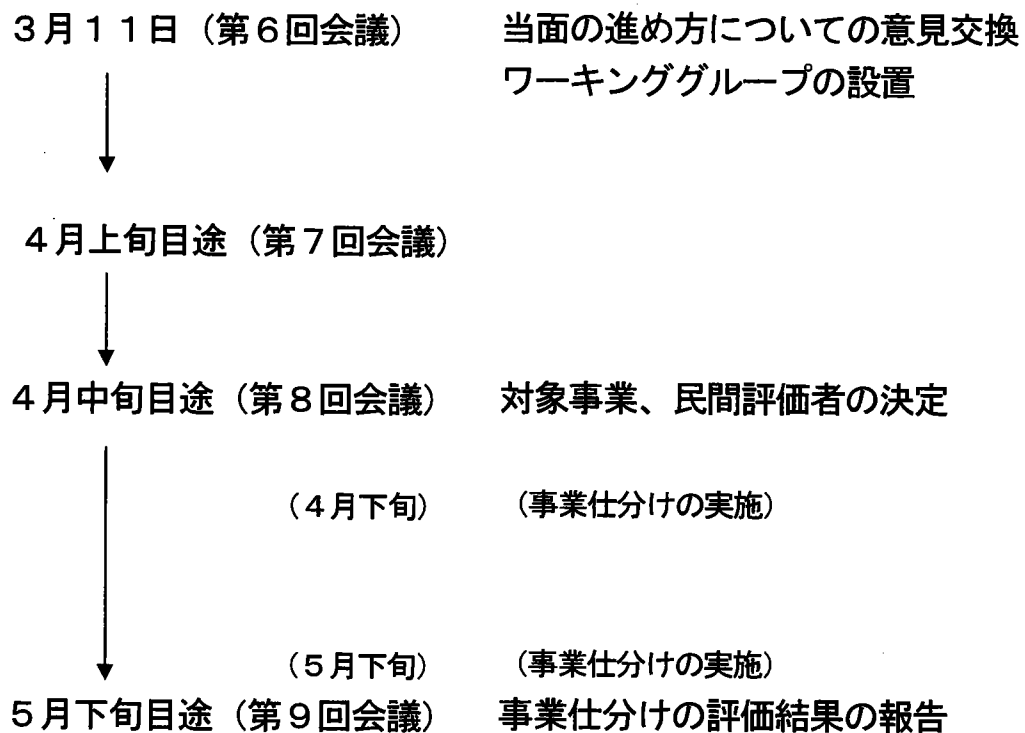
レビューの一連の作業は、事業仕分けの内生化・定常化と言うべきものである（全面公開や、現場の実態把握等を踏まえた外部の視点による点検など、事業仕分けの原則に従う）。

本年は試行とし、その作業状況を踏まえ、必要な見直しを図りつつ、来年からの本格的な実施を目指すこととする。

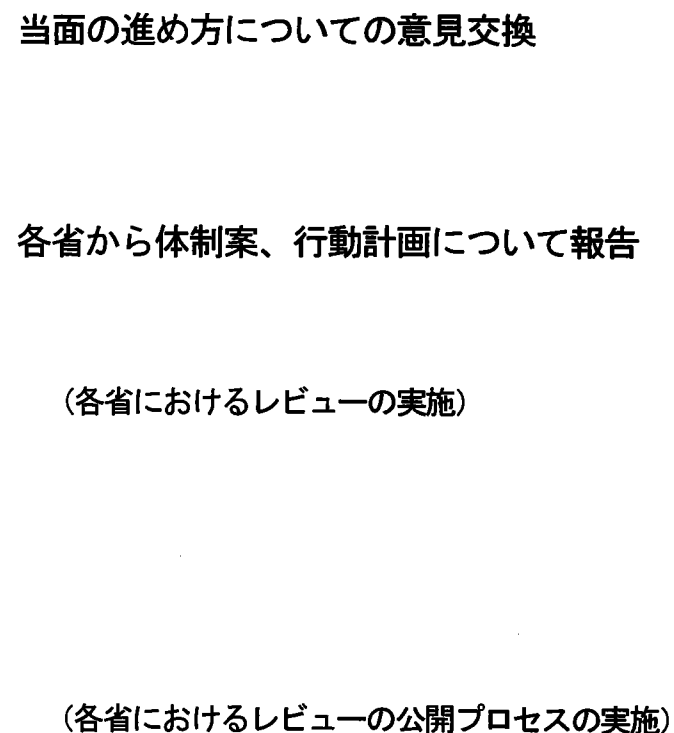
以上

## 今後の事業仕分け・行政事業レビューの進め方について（イメージ）

### 事業仕分け関係



### 行政事業レビュー関係



規制・制度改革に関する分科会の設置について（案）

平成22年3月11日  
行政刷新会議

1. 「行政刷新会議の設置について」（平成21年9月18日閣議決定）5に基づき、規制・制度改革に関する調査を行うため、規制・制度改革に関する分科会（以下、「分科会」という。）を設置する。
2. 分科会の構成員は、以下のとおりとする。

分科会長	内閣府副大臣（規制改革担当）
分科会長代理	内閣府大臣政務官（規制改革担当）及び議長が指名する者
構成員	議長が指名する者

3. 必要に応じ、特定の分野に関し調査するため、分科会にワーキンググループを設置する。
4. 各ワーキンググループの構成員は、以下のとおりとする。

主査	内閣府大臣政務官（規制改革担当）及び議長が指名する者
構成員	議長が指名する者

5. 分科会及びワーキンググループにおいて配布された資料は、原則として、公表する。
6. 分科会及びワーキンググループの議事概要を公表する。
7. 前各項に定めるもののほか、分科会及びワーキンググループの運営に関する事項その他必要なことは、分科会長が定める。

ワーキンググループ（WG）の設置について（案）

平成 22 年 3 月 11 日

行政刷新会議

規制・制度改革に関する分科会に、下記ワーキンググループを設置する。

1. グリーンイノベーションWG
2. ライフイノベーションWG
3. 農業WG

2010年3月11日

**第6回行政刷新会議の議事内容に関して**

議員 草野忠義

所用により第6回会議を欠席するため、今回の議事内容に関して書面にて意見を述べさせていただきます。

**1. 独立行政法人や政府系の公益法人が行う事業などについての事業仕分けに関して**

昨年11月に実施した事業仕分けでは、費用対効果や無駄排除に重きがおかれていたと考えます。今回の事業仕分けでは、事業や組織の必要性や全体の政策のなかでの事業の重要性・優先順位に踏み込んだ議論が必要と考えます。

**2. 政府の雇用に対する対応について**

独立行政法人および政府系公益法人の事業見直しに際しては、従業員の雇用・労働条件への影響に十分配慮するとともに、労使交渉等を踏まえた対応がなされることが不可欠です。

**3. 行政事業レビューに関して**

行政事業レビューの実施に際しては、省庁間において、予算の実態把握・自己点検などの取り組みの濃淡（精粗）が生じないように、共通のルール作りやチェック体制についてより踏み込んだ対応が必要であると考えます。

**4. 規制・制度改革に関して**

規制改革については、新たな雇用・産業の機会創出につながるような規制の見直しを進めることが重要です。一方で、国民の安全・健康の確保、環境保全、公正労働基準の維持等「社会の質」に関わる規制（社会的規制）についてはむしろ強化する必要があることも考えられます。こうした観点を踏まえた検討が行われることを要請します。

**5. その他(会議の運営に関して)**

限られた会議時間のなかで効率的かつ実のある議論ができるよう、行政刷新会議議員に対する資料の事前送付の前倒しに努めていただくとともに、ワーキンググループや分科会の動向などについてタイムリーに情報提供いただけるよう要請します。

以上

## 行政刷新会議 名簿

議長	鳩山由紀夫	内閣総理大臣
副議長	枝野 幸男	内閣府特命担当大臣（行政刷新）
議員	菅 直人	副総理（財務大臣）
	平野 博文	内閣官房長官
	仙谷 由人	国家戦略担当大臣
	原口 一博	総務大臣
	片山 善博	慶應義塾大学法学部教授
	加藤 秀樹	行政刷新会議事務局長
	草野 忠義	財団法人連合総合生活開発研究所理事長
	茂木友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役会長CEO
	吉川 廣和	DOWAホールディングス株式会社代表取締役会長CEO



## 独立行政法人の抜本的な見直しについて

〔平成 21 年 12 月 25 日〕  
閣 議 決 定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

## 1. 基本的姿勢

- (1) 従来 of 独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。
- (2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。
- (3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。

また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

- (4) 今後、下記 2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成 21 年 11 月に行政刷新会議が実施した事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

## 2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共的見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

- (1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事

務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

## (2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

## (3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の観点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
- ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。ま

た、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。

- ⑨ 保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

### 3. 関連事項

- (1) 「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。  
なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。
- (2) 「国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）」については、純減目標数から平成 22 年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数（森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数（2,041 人）及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数（174 人））を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。
- (3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

## 政府関連公益法人の徹底的な見直しについて

平成 21 年 12 月 25 日  
閣 議 決 定

国家公務員出身者が役員又は職員等に在籍する公益法人（以下「政府関連公益法人」という。）について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、徹底的な見直しを行う。

## 1. 基本的姿勢

- (1) 公益法人（注）と行政（国又は独立行政法人をいう。以下同じ。）の関係に関する従来の見直しは十分なものとはいえず、政府関連公益法人と行政の関係に対する国民の視線には厳しいものがある。

（注）特例民法法人、新制度の公益法人、特例民法法人から一般法人に移行した法人で国が所管するものをいう。以下同じ。

- (2) このため、行政からの支出又は権限の付与（注）により政府関連公益法人に実施させている事務・事業について、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっているのではないかという批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直しを行う。

（注）行政以外の公的主体・関係団体等からの支出又は権限の付与のうち、行政が関与するものを含む。以下同じ。

- (3) 見直しの結果、政府関連公益法人に実施させている事務・事業に関し、廃止、縮小、実施主体の変更等を行うべきものについては、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止、補助金等により造成された基金の返納等必要な措置を速やかに講じる。

- (4) 支出又は権限の付与を継続する場合には、継続の理由を公表し国家公務員出身者の採用の透明化等を行うなど、政府関連公益法人への行政の関与の在り方について国民が納得しうるような条件を整備する。

- (5) 見直しの過程において、主務大臣等（注）は、国民に対する説明責任を果たすとともに、政府関連公益法人への支出又は権限の付与の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該支出又は権限の付与の廃止等の措置を講じる。

（注）公益法人への支出又は権限の付与を行う大臣又は独立行政法人の長をいう。以下同じ。

- (6) 公益法人は民間法人であり、強制的に公益法人を廃止することは困難であるが、政府関連公益法人に実施させている事務・事業の見直しの結果、法人として存続できず解散に至る政府関連公益法人が出てくることは想定しうる。

## 2. 見直しの視点

政府関連公益法人に対する行政からの支出又は権限の付与に関して、以下の視点で見直しを行う。

- (1) 行政が政府関連公益法人に実施させている事務・事業の徹底的な見直し  
今回の「事業仕分け」の成果も踏まえつつ、必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担、規制改革の観点から、次のような視点に立って徹底的な見直しを行う。
- ① 国民生活にとって真に不可欠であり、かつ、早期に実施するべきものであるか。
  - ② 事業性を有するもの、民間企業等の参入を阻害しているものなどについては、民間企業等において実施できないか。
  - ③ 事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地方公共団体で類似の事業を行っているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
  - ④ 政府関連公益法人が契約の相手方となる随意契約は、真に合理的なものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
  - ⑤ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を行っている他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
  - ⑥ 行政が直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で国の行政機関等が事務・事業を実施することができないか。
  - ⑦ 事務・事業の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができないか。
- (2) 業務運営に対する主務大臣等の指導監督等の強化  
上記の見直しと併行して、行政からの支出又は権限の付与を受けて事務・事業を実施する政府関連公益法人の業務運営に対し主務大臣等による適正な指導等が行われてきているかどうか等について、次のような視点に立って検証し、主務大臣等による指導監督等の強化に反映する。
- ① 事務・事業の内容、実施方法、規模、体制等は適切か。
  - ② 保有資産等の経営資源が事務・事業の目的・内容に照らして過大なものとなっていないか。
  - ③ 行政との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
  - ④ 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているか。また、国民の評価・検証に資するとともに理解を確保するための情報提供が徹底されているか。

行政刷新会議の設置について

平成21年9月18日  
閣議決定

- 1 国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため、内閣府に行政刷新会議（以下「会議」という。）を設置する。
- 2 会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長	内閣総理大臣
副議長	内閣府特命担当大臣（行政刷新）
構成員	内閣総理大臣が指名する者及び有識者
- 3 関係府省は、会議に対し、関係資料の提出等必要な協力を行うものとする。
- 4 会議の事務は、内閣府設置法第4条第2項の規定に基づき、内閣府が行うこととし、内閣府に事務局を設置する。
- 5 会議は、必要に応じ、分科会を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

行政刷新会議 各位

この度、行政刷新会議を任期途中で辞任することになりました。今後とも続けたいというのが私の思いであります。日本航空の会長をお引き受けするなど時間的な余裕がなくなったこともあり、やむを得ずの決断です。どうかご容赦ください。

ただし、行政刷新会議そのものには参加しませんが、内閣特別顧問という立場もございまして、今後も出来る限りお役に立ちたいと思っております。

今は日本の大きな転換期です。その舵取りの中樞を担うのが本会議だと思っております。昨年11月の第3回会議で提出致しました意見書は、私の思いを凝縮したものです。鳩山総理、枝野大臣のリーダーシップのもとで、その思いが実現できるよう頑張ってもらえば有難く思います。

今後とも日本国民の未来のために、おもねることなく、思い切って行政刷新を断行して頂きたいと思っております。

行政刷新会議の更なるご活躍を心より祈念しまして、辞任にあたってのご挨拶と致します。

平成22年3月11日

稲盛 和夫

行政刷新会議  
各位

大変申し訳ありませんが、本日の行政刷新会議は半年以上前から決まっておりました海外でのアポイントがあった為欠席させていただきます。

しかし、極めて重要な会議ですので私の意見を述べさせて頂きたいと思っております。

私は初回の行政刷新会議の席上でも申し上げましたように、日本の財政は危機的な状況にあります。そのことを率直に国民に訴え、思い切った行政の無駄の排除、予算のスリム化を断行することが今必要であると考えております。このことは企業や家計では当り前のことであり、それができない企業は倒産し、家庭は崩壊してしまいます。

予算を削る訳ですから、多くの批判は当然出てくるとは思いますが、それにひるみ、今このことが断行できなければ日本の国家財政は早晚破綻し、将来国民は塗炭の苦しみを味わうこととなります。私はそれを防ぐ為に政権交代が行われたのであり、この行政刷新会議が設立されたのだと理解しております。

現在、私共の行政刷新会議の下に設けられたワーキンググループによって事業仕分けが行われ、その活動は連日新聞等で大きく報告されています。私も先日実際の事業仕分けの現場を見学させていただきました。

そこでは過去のしがらみにとられることなく、その予算が主権者である日本の国民にとって「今本当に必要なかどうか」が真剣に議論されていました。この手法に対しては色々な批判があるようですが、私は本気で財政を立て直す為には非常に有効な方法であると感じました。

これまで行われてきた事業を廃止したり、縮小したりする訳ですから、多くの批判を受けるのは当然ですが、それを覚悟の上でこの行政刷新会議は鳩山総理のリーダーシップのもとで設立されました。ですから私はいかなる困難があろうと、日本国民の未来の為に徹底した行政の無駄の排除を断行していくべきだと思っております。

私たちに求められているのは批判に負けず初志を貫徹する強い意志と勇気だと思っております。

以上簡単ですが私の意見を述べさせていただきました。少しでも本日の会議の参考にして頂ければ幸いです。

平成 21 年 11 月 18 日  
稲盛 和夫



2010年3月11日

オープン記者会見 配布資料

「国民の声」集中受付月間において受け付けた提案及び今後の規制改革の推進について

平成二十二年三月九日（火）閣僚懇談会

内閣府特命担当大臣（行政刷新） 発言要旨

一 仙谷大臣の下で開設し、内閣総理大臣からも、政府一体で推進するよう御指示のありました「ハトミ国民の声」では、本年一月十八日から二月十七日までの集中受付月間において、予算・組織、規制・制度及び公共サービス改革に関する提案を、合計四千八百四十五件受け付けたところです。

二 国民の皆様からは、日本のこれからの成長にとって重要な御提案や、日ごろ行政サービスに接しながら、疑問があってもなかなか声に出せなかつた御提案などを幅広くお寄せいただきました。

三 これらの提案については、「国民と行政の新たな関係づくり」の第一歩として、

国民参加型の改革を断行するため、また、我が国の経済と社会の活性化につながるために、今後、担当する府省庁に御検討をお願いすることとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

四 なお、二月十日に「全国規模の規制改革要望」に係る過去要望の再検討も各府省に依頼しておりますが、まだ回答を御提出いただいていない一部省庁もありますので、関係閣僚の皆様方には速やかに御検討頂きますようお願い申し上げます。

また、今後の規制改革の推進に向けて、近日中に、各省庁に所管規制の全体像の整理と評価をお願いする予定です。合わせて、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

加えて、「規制改革会議」を終了し、新たに行政刷新会議の下に置かれる「規制・制度改革に関する分科会」の設置に向けて準備中であることを御報告申し上げます。

五 以上のとおり、現在、第一に「ハトミ国民の声」、第二に「過去要望の再検

討」、第三に「所管規制の全体像の整理と評価」、第四に「規制・制度改革に関する分科会」という四つの作業等が並行して進行しております。

閣僚の皆様方におかれましては、それぞれご多忙のことと思いますが、「財源を使わない景気対策」、「経済、社会の活性化対策」としての規制改革の意義を御理解賜りまして、国民や利用者の立場に立って各種制度の在り方を検討していただきますよう、御協力をお願いいたします。

# 未定稿

## ●290法人のうち、会計検査院又は国会審議で指摘がなされているもの

所管官庁		区分	法人名
内閣府	国交	財	経済調査会
警察		財	日本交通管理技術協会
金融	経産	社	全国信用保証協会連合会
総務		社	行政情報システム研究所
総務		社	電波産業会
総務		財	テレコム先端技術研究支援センター
総務		財	テレコムエンジニアリングセンター
総務		財	地方自治情報センター
総務	経産	財	日本情報処理開発協会
総務	経産	財	日本データ通信協会
総務		財	自治体衛星通信機構
法務		財	民事法務協会
外務	農水	社	国際農林業協働協会
外務		財	日本国際協力センター
文科	農水	財	大日本蚕糸会
厚労		社	日本食品衛生協会
厚労		社	全国社会保険協会連合会
厚労		財	医療機器センター
厚労		財	安全衛生技術試験協会
農水		社	全国農地保有合理化協会
農水		社	畜産技術協会
農水		社	配合飼料供給安定機構
農水		社	日本森林技術協会
農水		社	海外林業コンサルタンツ協会
農水		社	マリノフォーラム21
農水		財	都市農山漁村交流活性化機構
農水		財	中央果実生産出荷安定基金協会
農水	国交	財	日本穀物検定協会
経産	国交	社	日本建設機械化協会
経産		財	新エネルギー財団
経産	国交	財	河川環境管理財団
経産	国交	財	建材試験センター
国交		社	全日本トラック協会
国交		財	航空保安施設信頼性センター
国交		財	国土技術研究センター
国交		財	先端建設技術センター
国交		財	公共用地補償機構
国交		財	公園緑地管理財団
国交		財	ダム水源地環境整備センター
国交		財	道路新産業開発機構
国交		財	道路環境研究所
国交		財	道路空間高度化機構
国交		財	ベターリビング
国交		財	住宅保証機構
国交		財	住宅管理協会
国交		財	道路システム高度化推進機構
国交		財	民間都市開発推進機構
環境		財	自然環境研究センター
環境		財	産業廃棄物処理事業振興財団
環境		財	日本環境整備教育センター

計 50法人